

長崎外国語大学 機関リポジトリ運用指針

平成 26 (2014) 年 3 月 1 日制定

(目的)

1. 本運用指針は、長崎外国語大学（以下「本学」という。）において長崎外大リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

本学リポジトリは、本学の教育研究活動において作成された教育研究成果等（以下「研究成果」という。）を電子的形態により恒久的に蓄積・保存し、学内外へ無償で発信・公開することにより、本学の教育研究の発展に資するとともに、広く社会への貢献を目指すものである。

(管理運用)

2. リポジトリの管理及び運用は、長崎外国語大学教育研究メディアセンターマルチメディアライブラリー（以下「ライブラリー」という。）において行うものとし、教育研究メディアセンター長を責任者とする。管理運用に関し必要な事項は、教育研究メディアセンター委員会（以下「委員会」という。）で協議するものとする。

サーバは国立情報学研究所が提供する JAIRO Cloud（共用リポジトリサービス）システムを使用する。

(登録要件)

3. リポジトリに研究成果を登録できる者（以下「執筆者」という。）は次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員（常勤・非常勤を問わない）
 - (2) 本学在籍時に作成又は公表された本学紀要論文等の執筆者
4. リポジトリにおいて登録・公開対象とする研究成果は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 本学紀要雑誌に掲載した論文等
 - (2) 内容に明白な誤りのないこと
 - (3) 公開に当たって、法令上、社会通念上、または情報セキュリティ上の問題が生じないものであること

(登録)

5. リポジトリへの研究成果の登録は、執筆者の許諾を得たのち、ライブラリーが行う。

ライブラリーは、本学紀要に掲載された論文等に関しては、論叢投稿規程第 11 条及び『新長崎学研究センター紀要』投稿規程第 12 条に従い自動的にリポジトリに登録・公開を行う。
4. の登録要件および 7. の著作権と利用許諾に関して執筆者の責務が遵守されていないと認められるときは、研究成果の登録を行わない。

(研究成果の利用)

6. ライブラリーは、リポジトリに登録しようとする研究成果を次の各号に掲げるとおり利用する。
 - (1) 当該研究成果を電子的に複製し、ネットワーク上の共用サービスを通じて複製物を不特定多数に無料で公開（送信）する。

- (2) 保存・利用のために必要に応じて複製や媒体変換を行う。
- (3) 学内外のデータベースとの連携を図るため、メタデータ及びリンク情報を提供する。

(著作権と利用許諾)

- 7. 研究成果の著作権とその利用許諾については次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 研究成果の著作権が執筆者のみに帰属している場合は、執筆者は、ライブラリーに対し、6. に掲げた利用を無償で許諾する。
 - (2) 研究成果の著作権が執筆者を含め複数の者に帰属している場合は、執筆者は、ライブラリーに対し、6. に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ておかなければならない。
 - (3) 研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権が本学に移転されることはなく、著作権者の下に保留される。

(削除・非公開)

- 8. リポジトリに登録された研究成果が次に掲げる各号のいずれかに該当する事由がある場合、委員会の議を経て、登録された研究成果の一部または全部を削除または非公開とすることができる。
 - (1) 執筆者から、理由を付して削除・非公開の申請があった場合
 - (2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する場合
 - (3) 公序良俗に反する内容を含むものである、盗用・剽窃による成果である、または社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合
- 9. 8. に定める非公開の申請があった場合でも、メタデータについては登録時からすべて公開する。
- 10. 8. 第2号及び第3号により削除した場合、委員会は削除理由を付して執筆者に対して遅滞なく通知する。

(研究成果の改廃)

- 11. 登録された研究成果及びメタデータの変更・削除は、当該研究成果の執筆者の申請に基づき、ライブラリーが行うものとする。

執筆者が研究成果の本文等の内容を改変し、置き換えることはいかなる事由があっても認めない。内容の改変が必要な場合は、当該研究成果の別版として、新規に登録するものとする。

(免責事項)

- 12. 登録された研究成果の内容に関する責任は、当該執筆者が負うものとする。
- 13. 本学は、登録された研究成果を利用することによって生じた利用者又は執筆者の損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

- 14. 本運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、委員会で別に定める。

(運用指針の改廃)

- 15. 本運用指針の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この運用指針は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この運用指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用指針は、令和4年4月1日から施行する。